

在スラバヤ日系企業リーガル・コンサルテーション窓口の開催について

12月8日（金）13時～16時に総領事館講堂において、日系企業リーガル・コンサルテーション窓口を開催します。インドネシアの法務に詳しいジャカルタ駐在の日本人弁護士から労働法、投資法、会社法、各種規制法など、企業に関わる問題について無料で相談を受けることができます。相談をご希望される方は、当館日系企業相談窓口（business-support@sb.mofa.go.jp）（平瀬副領事）までご連絡下さい。なお、時間の制約の関係上、相談数に限りがありますので、相談申込は先着順とさせていただきます。

～参考～

☆在スラバヤ総領事館「在スラバヤ日系企業リーガル・コンサルテーション窓口」ご利用について

在スラバヤ日本国総領事館では、本邦に本拠を構える日系法律事務所「TMI 総合法律事務所」の協力の下、日系企業向け「在スラバヤ日系企業リーガル・コンサルテーション窓口」を開設しています。

近年、当地で操業される日系企業各社様が当地で法律関係のトラブルに巻き込まれる事案が数多く発生しております。各社様におかれては、顧問弁護士契約を結ぶ等の対応をしておられるところも多いとは存じますが、特に当地法制度の曖昧さ、各種法律相互間の齟齬・不一致、判例の積み重ねが少ないことからの予測可能性の困難さ、公布から施行までの時間的余裕のなさからの現場への周知不徹底や、部署や担当官によって解釈が異なること等により、当局との予想外のトラブルが発生したり、或いは本邦の本社等からの日本法の考え方を基にした法律関係事実照会等に対して苦労しているとの声も耳にしております。

この「在スラバヤ日系企業リーガル・コンサルテーション窓口」は、日本法及び当地法に精通した、ジャカルタの法律事務所内に駐在する日本人弁護士がスラバヤに出張し、無料で上記のような法律相談コンサルティングを提供することにより、日系企業各社様のより一層の安定操業を支援しようとするものです。

相談は、時間の都合上事前予約制とさせていただきます。また、当該コンサルティングの結果生じた損害については当館及び弁護士・同事務所側は免責とする等を含む内容の承諾書に署名いただきますと共に、コンサルティングの際は当館館員が同席させていただきます点をご了承下さい。